

商品先物取引業者の情報開示



2025年3月期

I. 会社の概況

1. 商号、許可年月日等

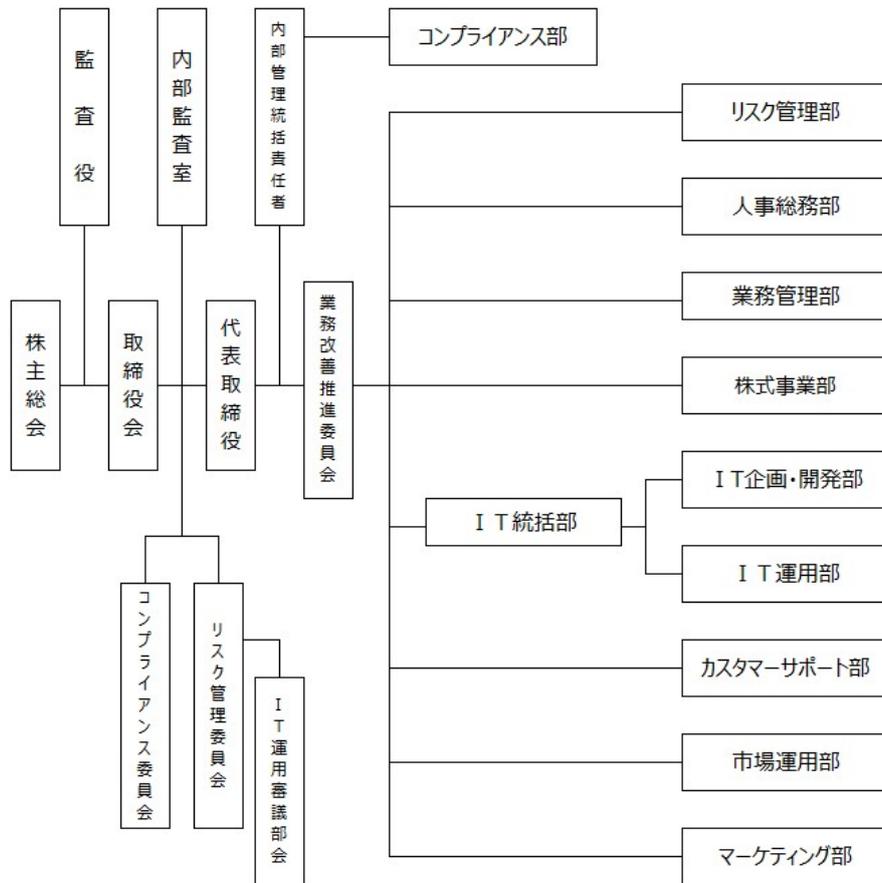
商号又は名称	株式会社 DMM.com 証券
代表者名	代表取締役 谷川 龍二
所在地	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
許可年月日	2023年1月1日
加入協会	日本商品先物取引協会

会社の沿革

年 月	沿 革
2006年12月	株式会社SVC証券として会社設立
2007年 8月	証券業登録（関東財務局長(証)第300号）
2007年 8月	金融先物取引業登録（関東財務局長(金先)第181号）
2007年 9月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業者 （関東財務局長(金商)第1629号）
2007年10月	金融商品取引業務（有価証券・FX）営業開始
2007年10月	SVC Trader取扱開始
2008年 6月	店頭有価証券デリバティブ取引業務開始 SVC CFD取扱開始
2009年 7月	商号変更（株式会社DMM. com証券）
2009年 7月	DMM FX取扱開始
2010年 3月	DMM CFD取扱開始
2011年 1月	商品先物取引業者の認可
2012年 9月	外為ジャパンFX事業承継
2012年10月	外為ジャパンCFD事業承継
2017年 6月	金融商品取引業者変更登録 第二種金融商品取引業者
2017年 8月	DMMバヌーシー取扱開始
2018年 4月	DMM株取扱開始

2. 事業の内容

(1) 経営組織（2025年3月31日現在）



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

該当する事項はありません。

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

該当する事項はありません。

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

当社は、Interactive Brokers LLC、Stratos Markets Limited をカバー取引先として、店頭商品デリバティブ取引を行っております。なお、2025年3月31日現在、当社で取引できる商品は以下の通りです。

取引の種類	取引の対象とする商品又は商品指数
店頭差金決済取引（法2条14項2号）	金鉱、銀鉱、石油、ガス、大豆、コーン、小麦、生牛、赤身豚肉、綿花、砂糖、コーヒー、ココア、オレンジジュース

ニ. 国内商品市場における取引を行う業務

該当する事項はありません。

(b) 兼業業務

イ. 第一種金融商品取引業

ロ. 第二種金融商品取引業

八.他の事業者等の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

(3) 営業所、事務所の状況

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号

(4) 財務の概要

	2025年3月期
(a) 資本金	9,800 百万円
(b) 営業収益	22,129 百万円
(c) 受入手数料	785 百万円
(d) トレーディング損益	20,739 百万円
(e) 経常利益	8,192 百万円
(f) 当期純損失	△10,964 百万円
(g) 自己資本規制比率	424.5 %

(5) 発行済株式総数

発行済株式総数 1,719,000 株 (2025年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場です。

(6) 上位10位までの株式の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
株式会社 DMM FX ホールディングス	1,719,000 株	100.00%
合計 1名	1,719,000 株	100.00%

(7) 役員状況

(2025年3月31日現在)

役職名	氏名又は名称
代表取締役	谷川 龍二
取締役	青木 正男
取締役	金子 亮平
取締役	西村 和裕
取締役	福永 隆明
監査役	小山 利浩
監査役	小澤 公一

(8) 役員及び使用人の数

(2025年3月31日現在)

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	7名	2名	78名	85名
(うち外務員数)	(2名)	(-名)	(47名)	(49名)

II. 営業の状況

1. 営業の経過及び成果

当事業年度の商品先物取引業における営業収益は 875 百万円となりました。当該商品先物取引業の内訳は店頭商品デリバティブ取引に係る業務であり、国内商品市場取引並びに外国商品市場取引の取扱実績はありません。

(1) 受入手数料部門

- (a) 国内商品市場取引 : 該当する事項はありません。
- (b) 外国商品市場取引 : 該当する事項はありません。
- (c) 店頭商品デリバティブ取引 : 該当する事項はありません。

(2) トレーディング部門

- (a) 国内商品市場取引 : 該当する事項はありません。
- (b) 外国商品市場取引 : 該当する事項はありません。
- (c) 店頭商品デリバティブ取引 : 営業収益 875 百万円。

2. 取引開始基準

(1) 個人のお客様の場合

- ① DMM CFD 取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- ② ご自身の判断と責任により DMM CFD 取引を行うことができること。
- ③ 日本国内に居住する満 18 歳以上（高校生を除く）満 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ④ 自己資産が 10 万円以上あること。
- ⑤ DMM CFD 取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、DMM CFD 取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- ⑥ ご自身専用でかつパソコン又はスマートフォンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。
- ⑦ パソコン又はスマートフォンでお取引することができる環境があること。
- ⑧ 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- ⑨ 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。
- ⑩ ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- ⑪ 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- ⑫ 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
- ⑬ 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- ⑭ 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- ⑮ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - (a) 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜団体等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - (b) 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - (c) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は

当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

(d) マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

(e) 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

⑯ 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品先物取引協会の会員の役職者等ではないこと。

⑰ その他当社が定める基準を満たしていること。

(2) 法人のお客様の場合

① 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。

② 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。

③ 資本金の額が 500 万円以上あり、設立から 1 年以上経過していること。

④ DMM CFD 取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、DMM CFD 取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。

⑤ 取引担当者の判断と責任により DMM CFD 取引を行うことができること。

⑥ 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること（他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）。

⑦ パソコンでお取引することができる環境があること。

⑧ 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。

⑨ 適宜、当社ホームページ、取引ツール上に掲載しているお知らせ、及び電子メールによる通知をご確認頂けること。

⑩ 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。

⑪ 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。

⑫ 当社の定める「個人情報取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。

⑬ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

(a) 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜団体等の反社会的勢力に該当しないこと。

(b) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

(c) マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

(d) 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。

⑭ 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下、「取引担当者」という）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

⑮ その他当社が定める基準を満たしていること。

※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1口座につき1名。
 - 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
 - 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
 - 日本国内に居住する満18歳以上（高校生を除く）満75歳未満の行為能力を有する個人であること。
 - 口座名義人である法人の役職員であること。
 - 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - (a) 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - (b) 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - (c) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - (d) マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
 - (e) 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社会勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任により取引を行うことができること。
 - その他当社が定める基準を満たしていること。

3. 顧客数（2025年3月31日現在）

店頭デリバティブ取引に係る顧客数 122,951名

Ⅲ. 経理の状況

1. 貸借対照表

貸借対照表
2025年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	265,955	流動負債	206,390
現金・預金	15,579	約定見返勘定	623
預託金	161,520	信用取引負債	6,122
トレーディング商品	29,671	信用取引借入金	4,292
信用取引資産	24,398	信用取引貸証券受入金	1,830
信用取引貸付金	22,486	預り金	10,617
信用取引借証券担保金	1,912	受入保証金	172,623
立替金	4	短期借入金	4,600
短期差入保証金	22,428	前受金	274
前払金	503	未払金	29
前払費用	79	未払費用	9,761
未収入金	1,135	未払法人税等	1,364
未収収益	10,636	賞与引当金	71
貸倒引当金	△2	ポイント引当金	303
固定資産	6,275	固定負債	25,187
有形固定資産	51	長期借入金	22,600
器具・備品	51	その他	2,587
無形固定資産	65	特別法上の準備金	226
ソフトウェア	65	金融商品取引責任準備金	226
投資その他の資産	6,158	負債合計	231,805
関連会社株式	2,441	(純資産の部)	
出資金	3,106	株主資本	40,425
長期差入保証金	292	資本金	9,800
繰越税金資産	226	資本剰余金	7,390
その他	142	資本準備金	7,390
貸倒引当金	△50	利益剰余金	23,235
		その他利益剰余金	23,235
		繰越利益剰余金	23,235
		純資産合計	40,425
資産合計	272,231	負債・純資産合計	272,231

2. 損益計算書

損益計算書
自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	22,129
受入手数料	785
委託手数料	179
募集・売出し・特定投資家向け売付け	0
勧誘等の取扱手数料	0
その他の受入手数料	605
トレーディング損益	20,739
株券等トレーディング損益	143
その他のトレーディング損益	20,595
金融収益	604
金融費用	136
純営業収益	21,993
販売費・一般管理費	13,742
取引関係費	11,605
人件費	790
不動産関係費	208
事務費	345
減価償却費	247
租税公課	523
その他	20
貸倒引当金繰入	0
営業利益	8,251
営業外収益	1,051
営業外費用	1,110
経常利益	8,192
特別損失	16,580
関連会社株式評価損	16,558
金融商品取引責任準備金繰入	22
税引前当期純損失	△8,388
法人税、住民税及び事業税	2,545
法人税等調整額	29
当期純損失	△10,964

3. 株主資本等変動計算書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	9,800	7,390	7,390	36,713	36,713	53,903	-	-	53,903
当期変動額									
剰余金の配当				△2,513	△2,513	△2,513			△2,513
当期純損失				△10,964	△10,964	△10,964			△10,964
当期変動額合計	-	-	-	△13,477	△13,477	△13,477	-	-	△13,477
当期末残高	9,800	7,390	7,390	23,235	23,235	40,425	-	-	40,425

4. 個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券

関連会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

(b) デリバティブ(トレーディング商品)

時価法を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具・備品 4年～10年

(b) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年以内)による定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるために、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(c) ポイント引当金

取引促進のため顧客へ付与した取引ポイントの期末における未使用残高のうち、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

(a) トレーディング損益（顧客を相手方とする外国為替証拠金取引）

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）をトレーディング損益として計上しております。

(b) トレーディング損益（カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引）

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

(c) 委託手数料

委託手数料においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払いを受けております

(d) その他の受入手数料

その他の受入手数料には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「匿名組合契約に係る会費収入」です。匿名組合契約に係る会費収入においては、会員サービスの運営を履行する義務を負っております。当履行義務は、日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

⑤ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(a) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(b) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(2) 収益認識に関する注記

当社は外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、金融商品に関する会計基準（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日改正）に基づく収益が当事業年度損益計算書の営業収益の大部分を占めるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、記載を省略しております。

(3) 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 226百万円

② 当事業年度の計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(a)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等により、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(b)当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、過去の課税所得の実績を基礎とする将来予測に基づいています。当該課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

(c)事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 監査に関する事項

当社は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、2025 年 3 月期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）に係る計算書類及びその附属明細書について、永和監査法人の監査を受けております。

以上